

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書

尖閣諸島の領有に関し、日本政府は明治18年から10年余り調査し、いずれの国の支配も及んでいないことを慎重に確認した上で、明治28年に閣議決定を行って正式に我が国の領土に編入して以来、かつお節工場が操業され、住民が居住していた経緯があるなど、同諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いのないところである。

しかしながら、尖閣諸島の周辺海域においては、本年8月中旬以降、多い日では約270隻の中国漁船が確認され、そのうち70隻程度が日本の領海内に侵入しており、我が国の漁業者が安心して操業できないという、極めて憂慮すべき看過できない事態となっている。

このような中、本年9月7日、尖閣諸島の領海内で違法に操業を行っていた中国の漁船の船長が、停船を命じた海上保安庁の巡視船に漁船を衝突させ、海上保安官の職務を妨害するという事態が発生した。

よって、国におかれては、国民の安全と利益を守る立場から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島が我が国固有の領土であるという確固とした態度を堅持し、中国政府を始め諸外国に示すこと。
 - 2 中国政府に対し、厳重に抗議するとともに、再発防止策を求めること。
 - 3 領海侵犯者を取り締まるための法整備及び第11管区海上保安本部の監視体制、領域警備等の強化を図ること。
 - 4 我が国の漁業者が尖閣諸島海域において安心して操業できる適切な措置をとること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月6日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

あて

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣